

## 四日市市LINE公式アカウント運用方針

### 1 趣旨

四日市市（以下「本市」という。）が運用するLINE 公式アカウント（以下「当アカウント」という。）の運用方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定めます。

本方針は、当アカウントを利用する全ての方（以下「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。なお、当アカウントを利用することにより、本方針に同意されたものとみなします。

利用者は、当アカウント上で提供されるサービスのご利用に当たっては、本方針に加え、LINE株式会社が定める各種利用規約等を遵守するものとします。

### 2 運用

- (1) アカウント名 「四日市市」
- (2) ID @yokkaichicity
- (3) 運用管理者 四日市市
- (4) 運用時間

原則としてサービスの提供時間は24時間365日としますが、問い合わせへの対応などの運用時間は、開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分。土曜・日曜日、祝日を除く）とします。

### 3 サービスの内容

本市は、当アカウントにより、市政情報の発信や市の各種サービスへのリンク等を提供します。なお、各サービスの内容については、各担当課へお問い合わせください。

### 4 回答

本市は、当アカウントの利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別の回答を行わないものとします。

### 5 禁止事項

利用者は、当アカウントの利用に際して、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿について、本市が、禁止事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部又は一部の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 法令等に違反し、又はその恐れのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を目的とした行為
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長し、人権等を侵害する行為

- (6) 本人の承諾なく個人情報特定、開示、漏えいする等個人のプライバシーを害する行為
- (7) 当アカウントと関わりのない商品、店舗若しくは企業の紹介又は広報、宣伝等の商業活動を目的とした行為（ウェブサイトの紹介などを含む。）
- (8) 成りすまし、虚偽及び著しく事実と異なる情報又は正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (9) 有害なプログラム等を送信することにより通信機能の妨害、情報の窃取又は他者のアクセスを妨害する行為
- (10) 犯罪行為に結びつく内容又は犯罪行為を助長する内容を掲載する行為
- (11) 当アカウントから発信する内容の一部または全部を改変する行為
- (12) その他本市が不適切であると判断した行為

## 6 知的財産権の帰属

掲載している記事、写真、イラスト、音声、動画等に関する知的財産権は、本市又は本市以外の正当な権利を有する者に帰属します。また、本市が送信又は掲載する内容について「私的利用のための複製」「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 7 免責事項

- (1) 本市は、当アカウントの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。また、当アカウントの掲載情報の全てが、本市の公式発表又は見解を必ずしも表しているものではありません。
- (2) 本市は、利用者が当アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより生じた直接又は間接的な損害については、一切の責任を負いません。
- (3) 本市は、当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、当アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、一切の責任を負いません。
- (4) 本市は、利用者により投稿されたコンテンツについては、一切の責任を負いません。
- (5) 本市は、予告なく当アカウントの掲載情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止する場合があります。
- (6) 本市は、本方針について予告なく変更する場合があります。
- (7) 投稿された全てのコンテンツは、投稿されたことをもって、投稿者は本市に対し、その投稿コンテンツを無償で自由に使用する権利を許諾したものとし、かつ、本市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (8) 本市は、投稿されたコンテンツを運営会社に提供して共有し、本サービスの精度向上及び品質改善のため、運営会社が当該コンテンツを使用いたします。
- (9) 本市は、LINE 株式会社又は第三者が提供するソフトウェア、アプリ等の機能、利

用方法、技術的な内容等に関する質問、問い合わせ等に関しては、一切回答しません。

## 8 個人情報

- (1) 本市は、個人情報（四日市市個人情報保護条例（平成11年12月12日条例第25号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）について、条例の規定に基づき、適切に収集、利用及び管理するものとします。
- (2) 本市は、当事者の意思によるものを除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しません。

## 9 問合せ先

四日市市役所 I C T戦略課 情報・統計グループ  
電話：059-354-8106